

1（3）電子データの証拠収集

書類の電子データ化，発受のオンライン化
(1 (3) 電子データの証拠収集)

—考えられる方策—

- ① 捜査機関は，犯罪の捜査をするため必要があるときは，裁判官の発する令状により，電子データを保管する者に対し，必要な電子データをオンラインで提供させることができるものとする（電磁的記録提供命令）。
- ② ①の令状には，刑訴法107条1項に規定する事項として，提供させるべき電子データ及びこれを提供させるべき者を記載しなければならないものとする。

【検討課題】

1 オンラインによる電子データの証拠収集（①～②関係）

○ 法的措置

- ・ 令状に基づき，電子データをオンラインで提供することを命ずること（電磁的記録提供命令）ができるものとするか。
- ・ 裁判所についても，電子データをオンラインで提供することを命ずることができるものとするか。

2 令状の記載（記録）事項（②関係）

○ 対象となる電子データの特定

- ・ 対象となる電子データを特定するための規律として，どのようなものが考えられるか。

3 その他

【関連条文】

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第九十九条 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思料するものを差し押えることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

② 差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

③ 裁判所は、差し押さえるべき物を指定し、所有者、所持者又は保管者にその物の提出を命ずることができる。

第九十九条の二 裁判所は、必要があるときは、記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）をすることができる。

第一百六条 公判廷外における差押え、記録命令付差押え又は搜索は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状を發してこれをしなければならない。

第一百七条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに發付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

② 第九十九条第二項の規定による処分をするときは、前項の差押状に、同項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

③ 第六十四条第二項の規定は、第一項の差押状、記録命令付差押状又は搜索状についてこれを準用する。

第一百八条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。ただし、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、裁判所書記官又は司法警察職員にその執行を命ずることができる。

② 裁判所は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行に関し、その執行をする者に対し書面で適当と認める指示をすることができる。

③ 前項の指示は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

④ 第七十一条の規定は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行についてこれを準用する。

第百九条 検察事務官又は裁判所書記官は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行について必要があるときは、司法警察職員に補助を求めることができる。

第百十条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならない。

第百十条の二 差し押さえるべき物が電磁的記録にかかる記録媒体であるときは、差押状の執行をする者は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること

第百九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

② 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

③ 検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

④ 前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

⑤ 第二項又は第三項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

第百十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることができる。この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

② 差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足る状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

③～⑥ (略)